

令和3年度『あたらしい学校の生活』(一部改定)

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2021.11.22 Ver.7(文部科学省)より】

石巻市立飯野川小学校 2022.01.24

※現在、石巻市は「地域の感染レベル2」です。(令和4年1月17日よりレベル2に引き上げられました)

※下線部が今回の変更点です。

1 各自(児童・職員)が毎日準備するもの

①	清潔なハンカチ(2枚)・ティッシュ
②	マスク(2枚) 1枚は交換用 ※有効性の高い不織布製のマスクを推奨する
③	マスク入れ(食事をするなど外す際に入れておくもの)

2 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

感染源を絶つ	①	発熱等の風邪の症状がある場合や体調が悪い場合には、自宅で休養する ※レベル1…同居家族に風邪症状が見られる場合でも登校できる <u>※レベル2以上…同居家族に風邪症状が見られる場合は登校せず自宅で休養する</u>
	②	登校時の健康状態の把握 ・毎朝、家庭で健康観察と検温をし、「健康観察記録カード」に記録する ※レベル1…教室で担任に「健康観察記録カード」を提出する ※レベル2以上…校舎に入る前に「健康観察記録カード」を提出する <u>※本人や家族に発熱風邪症状がある場合には、入校できない</u>
	③	登校後に発熱等体調不良となった場合… 安全に帰宅させる 治るまで自宅で休養する ※発熱等風邪症状のある児童は保健室以外の別室で待機させる ※保護者に連絡し速やかに下校させ、受診するように促す <u>※すぐに帰宅することが困難な場合には抗原検査キットを使用する</u> (1時間以内に迎えに来てもらうようお願いする)
感染経路を絶つ	①	手洗い ハンドソープで10秒もみ洗い→流水で15秒すすぐ ※登校したとき、外から教室に入るとき、トイレの後、給食の前、掃除後、共用の物を使用する前後
	②	咳エチケット マスクやティッシュハンカチで口や鼻をおさえる
	③	清掃 通常の清掃により清潔な空間を保つ ※清掃中は換気を十分に行う ※清掃後は、必ずハンドソープで手洗いをする 消毒 児童がよく触れる箇所(机や椅子、ドアノブ、手すり、スイッチ)をエタノールを含ませたペーパータオルで拭く
抵抗力を高める	①	十分な睡眠
	②	適度な運動
	③	バランスのとれた食事
		これらを継続して実践するように指導する

3 集団感染のリスクへの対応

密閉」の回避	①	換気の徹底 常時換気する ※廊下側と校庭側を対角に開ける(10~20cmが目安、廊下の窓も開ける) ※エアコン・暖房使用時も常時換気を行う

「密集」の回避	②	身体的距離の確保 人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空ける ※距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し換気を十分に行う
「密接」の場面への対応	③	マスクの着用 ※鼻まで覆い隙間がないように正しく着ける 学校管理下では常時マスクを着用する 対面での会話をしない(机を向い合せにしない) 《着用しなくてもよい場合》 ・担任の指示でマスクを外す場合…夏季の体育や外遊びなど ※マスクを外したら、距離を確保し会話をしないことを徹底する 「大声」に注意する ・大声での会話を控える

4 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

教科活動など	※児童の「密接」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」などはできるだけ避けて、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。以下の感染のリスクが高い学習活動も、可能な限り感染症対策を行った上で、慎重に検討しリスクの低い活動から徐々に実施する。 ① 理科における密になるような「観察や実験」 ② 音楽における「合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ③ 図画工作における「共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ④ 家庭における「調理実習」 ⑤ 体育における「児童生徒が密集する運動」や「組み合ったり接触したりする運動」 ⑥ 体育館など屋内で実施する体育における「特に呼気が激しくなるような運動」 ・大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動などは、感染予防対策を十分に行うとともに、近距離での活動を行わない
食事	・給食等の食事の際はグループを組まずに黙食を徹底する ・食事後は速やかにマスクを着用する

5 濃厚接触者等が発生した場合の対応について

保護者	① 同居の家族が濃厚接触者や接触者として検査を受ける… 結果が出るまで児童は自宅待機(出席停止) 陰性…児童は翌日から登校	全て学校から市教委に報告
	② 同居家族が陽性… 児童は保健所の指示のとおりにする〔通常は自宅待機(出席停止)〕	
児童	① 児童が濃厚接触者として保健所の指導で検査を受ける 陰性…自宅待機(出席停止)保健所から指示された期間	
	② 児童が陽性 出席停止…医師または保健所の許可が出るまで 学校の全部または一部を臨時休業(石巻市教育委員会の判断) ※児童の引渡しを行う場合もある	

6 児童・職員の感染者が発生した場合の対応について

感染者が発生	① 初期の対応 ・濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部を臨時休業とする(石巻市教育委員会の判断) ・本人へのヒアリングは保健所が行う ・保健所が学校において感染者の行動歴や濃厚接触者の調査を行う場合には協力する
	② 感染者や濃厚接触者の出席停止等 ・濃厚接触者の出席停止等の期間は、保健所より指示される ・職員の場合は、出勤しない扱い(職専免)

	※公務に従事して発症したと認められる場合には公務災害の対家
③	校舎内の消毒 ・保健所や学校薬剤師等と連携して消毒を行う ※必ずしも専門業者を入れて施設全体を行うということではない ・感染者が活動した範囲を特定し、汚染が心配される物品(感染者が高頻度で触った物品)を消毒

7 その他

出席停止扱い	①	感染した場合
	②	濃厚接触者に特定された場合
	③	発熱等の風邪症状が見られるとき
	④	レベル2以上の地域…同居の家族に発熱等の風邪症状が見られるとき
	⑤	医療的ケア児や基礎疾患児が登校すべきでないと判断された場合
	⑥	保護者から感染が不安で休ませたいと申し出があり校長が認めた場合
	⑦	児童がワクチン接種を受けるために休ませたいと申し出があり校長が認めた場合
	⑧	児童がワクチン接種後に発熱等の症状が見られるとき